

せいり ばんごう 整理番号	4-5-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう むく 項目	けっこん 結婚するとき		
ない よう 内容	こんいん ようけん 婚姻の要件		

1 想定される質問の背景

- 日本と国籍国のどちらの法律の要件に基づいて結婚すべきなのかわからない。
- 日本の結婚の要件を知りたい。

2 基本的な質問と回答

相談者 日本の法律に基づいて、日本人と外国人は結婚できますか？

回答者 日本の民法の適用に関する通則法では、当事者双方の国籍国の法律によるとされ、日本と相手の国の両方の法律の要件を満たしていないと結婚はできません。

相談者 日本の法律に基づいて、外国人同士の結婚はできますか？

回答者 外国人同士の結婚は国籍国の法律に基づいて要件が定まります。ただし、条約難民の認定を受けている人や無国籍には、日本の法律に基づいて結婚することが可能です。

相談者 日本の法律の定める結婚の要件は何ですか？

回答者 条件は、①男性18歳、女性16歳の婚姻適齢に達していること、②重婚でないこと、③女性は婚姻解消の日から6ヶ月の再婚禁止期間を経過していること、④近親者間の婚姻でないこと、⑤未成年者(20歳未満の人)の婚姻の場合父母の同意があることなどです。

- ⇒ 入国管理局 13-3-7へ
- ⇒ 在日大使館&領事館 13-3-6へ
- ⇒ 市区町村役所・役場 13-5-1へ

3 派生する質問と回答

相談者 国籍国の法律の定める結婚の要件はどこでわかりますか？

回答者 それぞれの国の大使館または領事館にお尋ねください。

- ⇒ 在日大使館&領事館 13-3-6へ

4 基礎知識

インドシナ3国の結婚の要件

インドシナ難民の場合、国籍国の大使館や領事館と交渉することが難しい場合があると思います。基本的には上記の日本の結婚の要件と同様ですが、①の婚姻適齢年齢が国ごとに異なります。ベトナムが男性20歳、女性18歳、ラオスが男性18歳、女性15歳、カンボジアが男性17歳、女性14歳です。

メモ欄
